

## CNIPA など 6 機関、パテントプールの構築と運営に関するガイドラインを公表

2025 年 5 月 16 日

JETRO 香港事務所

2024 年 5 月 13 日、国家知識産権局（CNIPA）、科学技術部、工業情報化部、国務院国有資産監督管理委員会、国家市場監督管理総局、中国科学院の 6 機関が連名で「**パテントプールの構築と運営に関するガイドライン**」（**專利池建設运行工作指引**<sup>1</sup>）を公表した（成文日は 4 月 29 日）。

産業別のパテントプールの構築と運営については、2015 年 4 月に CNIPA から公表された「産業知識産権連盟建設指南」<sup>2</sup>（2015 年 4 月 CNIPA）（二、（一）2. 欄を参照）や「“十四五”知財保護運用計画」<sup>3</sup>（2021 年 10 月 国務院）（四、（九）欄を参照）においても奨励されていた。

本ガイドラインは、全 5 章 16 条で構成されており、パテントプールに関する一般的な事項が羅列されている。詳細については別紙の仮訳を参照されたい。

なお、本ガイドラインの第 15 条には、パテントプールの建設及び運営が「中華人民共和国独占禁止法」などの関連規定に違反してはならないことが規定されている一方で、日本においては、「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」<sup>4</sup>（平成 19 年 9 月 公正取引委員会）が公表されている。中国及び日本のいずれにおいても、パテントプールの形成等に当たっては、独占禁止法に対する留意が必要である。

（以上）

---

<sup>1</sup> [原文] [https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/5/13/art\\_549\\_199661.html?xxgkhide=1](https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/5/13/art_549_199661.html?xxgkhide=1)

<sup>2</sup> [原文] [https://www.cnipa.gov.cn/art/2015/4/28/art\\_437\\_43313.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2015/4/28/art_437_43313.html)

<sup>3</sup> [原文] [https://www.gov.cn/zhengce/content/2021-10/28/content\\_5647274.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/2021-10/28/content_5647274.htm)

<sup>4</sup> <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/patent.html>

(仮訳) パテントプールの構築と運営に関するガイドライン

第一章 総則

第一条 本ガイドラインは、パテントプールの質の高い建設を指導・強化し、パテントプールの科学的形成、合理的配置、標準化された管理及び効率的な運営を指導・支援し、パテントプールの機能をよりよく発揮させ、専利の変革と応用を促進し、産業の公正で秩序ある競争を促進し、新質生産力の育成と発展を加速することを目的として制定される。

第二条 パテントプールとは、二以上の専利権者がある技術分野の専利を共同で運用するために、一方又は第三者の運用管理機関に委託する契約であり、ある技術分野の専利を共同運営し、かつ、クロス・ライセンスやワンストップ・ライセンス等の業務や関連サービスを実施する専利運用モデルをいう。

第三条 パテントプールは主に以下の機能を有する：

(一) 専利資源を統合し、専利ライセンスの取引コストを削減し、専利のライセンスと利用の効率を向上させる。

(二) 専利技術の産業化と応用を促進し、専利産業化の規模と利益を拡大し、イノベーションの成果を実際の生産性に転換することを加速する。

(三) 多角的な運営サービスを実施し、企業の専利コンプライアンス意識とリスク防止レベルを向上させ、産業革新と発展のエコシステムを最適化する。

第四条 パテントプールの建設と運営は、以下の原則に従わなければならない：

(一) 市場重視の原則。 市場経済の法則に従い、産業特性と企業ニーズを満たす業務運営モデルを構築し、パテントプールの市場運営と持続可能な発展を確保する。

(二) 利益均衡の原則。 パテントライセンサーとライセンシーの合法的権益を保護し、イノベーションへの投資から成果の実施に至るまで、プロセス全体に関わるあらゆる主体が、それぞれの利益に見合った利益を得られるよう保障する。

(三) 開放の原則。 国内外の適格な専利権者がパテントプールに参加し、パテントプールの運営に参加し、正当な権益を獲得することを支持し、パテントプールの市場化、標準化、国際化を奨励、支持する。

(四) 無差別の原則。 社会全体に平等にライセンス業務を実施し、すべての専利ユーザーに平等な機会を確保し、公平、合理的、かつ無差別の原則に基づいてライセンスを取得されなければならない。

第五条 国家知識産権局は、関係部門と協力し、パテントプールの建設と運営を全面的に指導、支援する。 地方の知的財産権管理当局および関連部門は、パテントプールの建設に対する指導および支援を強化し、地方の実情に応じたサービスおよび保障を提供することが奨励される。

## 第二章 パテントプールの形成

第六条 パテントプールは、通常、イノベーションに大きな優位性を有し、業界界に大きな影響力を持つ専利権者または専利運営管理組織が主導して形成され、関連分野の専利権者がパテントプールのメンバーとして参加する。

第七条 パテントプール形成の主な内容は以下の通りである：

(一) 基本的な位置づけの明確化。発起単位がニーズに応じて、パテントプールに期待される機能、業務形態、業務モデルおよび発展方向などのパテントプールの基本的な位置づけを決定する。

(二) パテントプールの運営管理組織の決定。パテントプールの運営管理組織は、専利資源の統合、運営管理、協議・交渉、リスク対応などの関連専門能力を備え、専利権者から委託を受けてパテントプールの運営管理を担当する。

(三) 定款の制定。パテントプールの基本的な機能に基づき、発起単位は、パテントプールの建設及び運営の目的、ガイドライン、手続規則、組織構成、運営管理組織の任務及び権限、構成員の参入と退出の仕組み、構成員の権利及び義務、事業展開の方式、リスク防止及び紛争解決機構を含む定款を制定する。

(四) プールに含まれる専利の審査。

— 基準の策定。パテントプールの運営管理組織は、プールに入るための公正かつ合理的な基準を策定し、プールに入る専利の評価および審査メカニズムを規定しなければならない。

— プールへの加入申請。専利権者は、パテントプール運営管理機関にパテントプール申請書を提出し、関連情報を提供する。実用新案・外観設計専利の場合、専利評価報告書が必要となる場合がある。

— 評価および審査。パテントプール運営管理機関は、専門家を組織し、または第三者評価サービス機関に委託して、プール加入申請専利を専利加入基準に従って評価・審査し、プール加入専利リストを決定する。

— 協定の締結。パテントプール運営管理機関と専利権者は、パテントプール契約に署名し、プールされる専利のリスト、両当事者の権利と義務、収益の分配方法、プール期間、脱退メカニズム、秘密保持要件、紛争解決について合意する。

### 第三章 パテントプールの運営及び管理

第八条 合理的な実施料制度を設ける。パテントプールの会員は、主にパテントプールの外部ワンストップ・ライセンスを通じて収入を得て、ライセンス料率は、専利の数、専利の価値、関連業界の平均利益率、専利製品の価格、専利の製品価値への貢献度、技術発展の段階、業界における受容の程度、司法判断の結果などを考慮し、一般的に発案者またはパテントプールの運営管理組織が決定する。ライセンス料率を決定または調整する場合、パテントプールは、関係当事者の利益のバランスをとるために、潜在的なライセンシーと十分にコミュニケーションを取り、交渉することができる。

第九条 公正な収益分配メカニズムを構築する。パテントプールの運営管理機関は、運営収入から一定の割合で管理料を徴収し、または、合意された運営方式に従ってサービス料を徴収することができ、パテントプール契約に基づき、ライセンスされた専利の数、専利の貢献度などを組み合わせて、パテントプールの構成員の収入分配比率を決定する。

第十条 柔軟かつ効率的なサービス管理方式を確立する。パテントプールの運営管理組織は、産業発展のニーズとパテントプールの機能的な位置づけに応じて、運営業務を積極的に拡大し、パテントプールの構成員またはその他の主体に対して、評価・コンサルティング、訴訟対応、協議・交渉、海外リスク分析、コンプライアンスチェックなどの付加価値サービスまたは公共サービスを提供することができ、パテントプールの内部管理を強化し、パテントプールの構成員に対する健全なコミュニケーション及び協議メカニズムを構築する。

第十一条 適切かつ透明な情報開示メカニズムを構築する。パテントプールの運営・管理組織に対し、パテントプールの機能的な位置づけに基づき、関連情報を適切に開示し、または、関係者の合理的な要求に従って必要な情報を提供する。

標準必須特許のプールについて、プールの運営管理組織は、プール内の専利の請求項の比較表や必須性審査の結果などの情報を適時に全面的に開示するよう奨励する。

#### 第四章 保証措置

第十二条 国家産業発展方向と合致し、標準化され、効率的な建設と運営を行い、産業革新と発展の促進に重要な役割を果たすプールを奨励し、自発性の原則に基づき、国家知識産権局に関連情報を報告する。プール情報資源センターの建設をサポートし、プールの関連情報を追跡し、公開する。

第十三条 ビジネス訓練と人材育成を強化する。地方政府部門に対して、産業発展のニーズに応じて、プールの建設と運営に関する研修を組織し、実施するよう奨励する。専門人材の育成を強化し、プールの運営管理機関が国際的な視野と先進的な管理理念を有する専門人材を育成・導入することを奨励する。プール運営管理専門家チームの建設を推進し、プールの建設と運営に対する人材保障と専門的支援を強化する。

第十四条 広報・宣伝の強化 各部門と地方は、プールの建設と運営の進捗、効果、経験を適時にまとめて公表し、プールの運営理念を積極的に指導して広く普及させ、プールの良質な建設と運営に資する良好な雰囲気形成を促進する。国内外の交流活動の発展を支援し、プールの建設と運営の成功経験を共有して吸収し、国際的なコンセンサスを絶えず強化し、公正、合理的、開放的、包摂的で、互惠、ウィンウィンのプールの建設と運営に関する国際規則の形成を模索し、促進する。

## 第五章 附則

第十五条 パテントプールの建設及び運営は、国内法令を厳格に遵守し、「中華人民共和国独占禁止法」、「国務院独占禁止委員会の「知的財産権分野における独占禁止ガイドライン」、「標準必須特許に関する独占禁止ガイドライン」、「知的財産権の濫用による競争の排除又は制限の禁止に関する規定」、「専利に関する国家標準の管理に関する規定（暫定）」などの関連規定に違反せず、市場の公正な競争と産業の健全な発展を妨げてはならない。パテントプールの運営管理組織は、事前に反独占実施機関に報告し、率先して監督指導を受け入れ、パテントプールのコンプライアンスな建設と運営を保證するよう奨励する。

第十六条は、各関係部門、地方政府、社会団体及び産業組織がパテントプールの建設と運営において本ガイドラインを参照し、使用することを奨励し、支持する。

以上